短期入所（予防含む）生活介護事業所文珠苑　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人文珠福祉会が、老人福祉法に規定する老人短期運営入所事業として設置経営する文珠苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護サービス（以下「短期サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的或いは精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適切な短期サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の職員は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2. 事業所は明るく家庭的な雰囲気を有し、事業所の職員は利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3. 本事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健、医療、福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）　名　称　　文珠苑

（2）　所在地　　福井市北山町３５－５－１

（職員の職種及び員数）

第４条　事業所の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

（1）	所長（管理者）	１名	常勤
（2）	生活相談員	２名　以上	施設と兼務　常勤
（3）	介護支援専門員	１名　以上	施設と兼務　常勤
（4）	介護職員	４１名（常勤換算）以上	施設と兼務　常勤
（5）	看護職員	５．２４名(常勤換算)　以上	施設と兼務　常勤
（6）	管理栄養士	１名　以上	施設と兼務　常勤
（7）	機能訓練指導員	１．２１名以上	施設と兼務　常勤
（8）	調理員	７名（常勤換算）以上	施設と兼務　常勤
（9）	運転手	１名　以上	施設と兼務　常勤
（10）	医師	１名	施設と兼務　非常勤

（職員の職務の内容）

第５条　前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

（1）　所長（管理者）は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）　生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者又はその家族に対して相談援助にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護事業者等他との連携を行う。

(3) 介護職員は、心身の状況等を的確に把握し、適切な世話及び介護を行う。
(4) 看護職員は、健康管理を行い、主治医、連携医療機関等と連絡を密にして、医療的処置、対応を適切に行なう。
(5) 栄養士は、身体の状況等を勘案し、栄養及び嗜好に対して適切な給食を行う。
(6) 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
(7) 医師は、利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。

（利用の定員）

第６条　事業所の定員は、併設定員３１名及び空床利用とする。

（入所手続き等）

第７条　事業所は、短期サービスの提供に際し、あらかじめ短期利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、短期利用申込者の同意を得る。

２　事業所は、サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者証資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。さらに認定審査会の意見の記載がある時は、その主旨及び内容に沿ってサービスの提供を行う。

（事業内容）

第８条　事業所の事業に係る内容は、次のとおりとする。

(1)　短期入所生活介護サービス計画に基づくサービスの提供、管理及び評価。
(2)　日常生活に必要な世話、入浴、排泄、食事及び機能訓練。
(3)　希望に応じての送迎。
(4)　相談、助言に関する事。

（利用料の受領及び利用者その他の費用の額）

第９条　事業所は、法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、サービスに係る費用額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。

２　事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から受ける利用料額と、短期サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　事業所は、前二項の支払いを受ける額の他、次に揚げる費用の額の支払いを受けることが出来る。

（１）　居住費及び食費
（２）　厚生労働大臣が定める基準に基づき入所が選定する特別な居室の提供に係る費用
（３）　特別な食事の提供を行なった場合の費用
（４）　理美容代
（５）　前号に掲げるものの他、サービス提供において供与される便宜のうち、日常生活において通常必要とされる費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用（別表再掲）。

４　前各号に掲げる費用の額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及びその他の費用の額の詳細については、契約書及び重要事項説明書に記載するものとする。

5　前項の費用の支払いは、現金またはその家族の金融機関口座からの自動引き落としにより、指定期日までに受ける。

6　新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容及び金額を変更することがある。

（通常の送迎の実施地域）

第10条　事業所が利用者又はその家族の希望により、通常の送迎を要する実施地域は、福井市（上文殊、文殊、東郷、六条、一乗、清明、麻生津、木田地区）とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条　利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

(1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。

(2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないこと。

(3) 火災防止に努め、管理上支障がある物を持ち込まないこと。

(4) サービス内容について、苦情、相談及び意見がある時は申し出ること。

(5) サービス内容について、事実と相違することを故意に言いふらしてはならない。

(6) その他所長が管理上支障があると認めた事項。

（勤務体制の確保）

第12条　事業所は、利用者に対し適切な短期サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2　事業所は、職員の資質向上のため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修　　採用後2ケ月以内

(2) 職種別研修　　随時

(身体拘束廃止の取組み内容)

第13条　認知症等により、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。

2　身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。

3　その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（虐待防止に向けた体制等）

第14条　管理者は、虐待防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

（1） 文珠福祉会では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

（2） 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の際の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

（3） 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。

（4） 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第 15 条　施設は、職員の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けるものとし、事業体制の整備を図る。

(1) 採用時研修　概ね採用時３ヶ月以内

(2) 継続研修　　年１回

（非常災害対策）

第 16 条　事業所で、火災及び地震等の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合には職員による初期消火に努めること。

2　所長（管理者）は、災害に対する対処方法について、具体的な計画を立てるとともに、避難経路及び協力機関との連携を確認し、年２回は避難訓練その他必要な訓練を行う。さらに火災発生時は、避難その他の指揮をする。

（衛生管理）

第 17 条　事業所は、サービス提供に使用する機器、備品類を清潔に保持し適宜消毒を施し常に衛生管理に留意する。さらに、職員は感染症に関する知識の習得に努める。

（緊急時の対応）

第 18 条　事業所においてサービスを提供している際に、利用者の心身の異変その他緊急事態が発生した場合は、速やかに嘱託医、協力病院、係りつけの医師に連絡し適切な措置を講ずる。

(秘密の保持)

第 19 条　職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

（利益の供与等の禁止）

第 20 条　事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2　事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該事業所から退所する旨を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第 21 条　事業者は、提供した短期サービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2　事業者は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、法 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

4　事業者は、提供した短期サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第２号の規定による調査に協力すると

ともに、国民健康保険団体連合会からの同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5　事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

（損害賠償）

第22条　事業所は、利用者に対しサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

第23条　事業所は、本事業を行うため、短期入所契約書、個別記録及び短期サービス計画、利用料収納簿その他必要な記録を整備する。

（その他運営に関する事項）

第24条　事業所は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を提示しておく。

2　事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携、協力を行う等、地域との交流に努める。

3　事業所は、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

4　この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と事業所の所長が協議して定める。

付則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この規定は、平成14年 7月1日から施行する。

付則

この規定は、平成16年 5月1日から施行する。

付則

この規定は、平成17年 1月1日から施行する。

付則

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

付則

この規定は、平成18年 4月1日から施行する。

付則

この規定は、平成20年 4月 1日から施行する。

付則

この規定は、平成22年 3月19日から施行する。

付則

この規定は、平成22年 4月1日から施行する。

付則

この規定は、平成24年 9月 1日から施行する。

付則

この規定は、平成24年10月1日から施行する。

付則

この規定は、平成 25 年 2 月 5 日から施行する。

付則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、令和２年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、令和３年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。